



円の増加となっております。

このほか、国庫債務負担行為として、航空機の購入について四十五億八千五百七十七万二千円、器材の整備について三百四十一億三千六百二十四万八千円、弾薬の購入について二十六億二千三百三十三万七千円、施設の整備について一億九千六百九十三万三千円、艦船の建造について十八億二千五百二十八万四千円、計四百三十三億五千五百九十七万四千円を計上し、さらに継続費として、昭和三十九年度甲型警備艦建造費について三十億五千五百六十一万九千円、昭和三十九年度甲型警備艦建造費について四十億七千二百五十八万五千円、昭和三十九年度潜水艦建造費について三十九億七千八百八十四万四千円、合計百一十一億八千八百八十四万四千円を計上いたしております。

また、職員の数につきましては、防衛庁の昭和三十九年度の職員定数は自衛官二十四万六千九百九十四人、自衛官以外の職員二万七千二百二十九人、計二十七万三千二百二十三人であります。これを昭和三十八年度の職員定数に比べますと、自衛官二千七百七十一人、自衛官以外の職員において七百六十一人、計二千九百三十二人の増加となっております。

次に予算案の内容について申し上げます。まず基本方針といたしまして、三十九年度予算案は、第二次防衛力整備計画の線に沿って、昭和三十九年度業務計画を円滑に推進し、内容の充実整備、後方支援の強化等により、防衛力の実質的向上をはかるようつとめており、特に以下の諸点に留意いたしております。

すなわち国防意識の高揚をはかり、自衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、隊員の士気を高揚し、かつ自衛官充足対策の充実強化をはかるため、広報施策の強化、老朽隊舎の改築、その他環境改善のための営舎整備の促進及び国設宿舎の増設等を行なうこととしております。

次に基地問題を円滑に処理するため、前年度に引き続き騒音防止対策を推進するとともに、基地周辺の道路の整備、用地買収及び家屋移転等の民生安定諸施策の充実をはかるよう配慮いたしております。

また、第二次防衛力整備計画のつとめ、陸、海、空、三自衛隊装備品の充実近代化を推進するため、陸上部隊装備の充実、弾薬の確保、ナイキ、ホーク関係部隊の整備、艦船建造及び航空機購入計画の推進をはかるほか、新たにパッシブ導入に必要な経費の要求をしております。

以下組織別に予算の内容について申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして千八百四億千四百三十三万一千円、国庫債務負担行為におきまして四十九億九千五百八十八万八千円となり、職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千六百三十人、計十八万五千三百八十人となっております。

その主要な内容につき申し上げます。第二次防衛力整備計画のつとめ、ホーク一個大隊を新編するほか、昭和三十六年度以来改編してきた十三個師団態勢の改編完了に伴い、後方支援能力の整備充実をはかる等のため所要の改編増強を行なうこととしております。

また、前年度に引き続き第七師団の機甲化の推進と全般装備の充実改善を進める一方予備自衛官五千人の増員を行なうこととしております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして五百八十億九千四百九十万七千円、国庫債務負担行為におきまして八十九億七千四百七十五万五千円、継続費におきましては冒頭に申し上げたとおりであり、職員定数におきまして自衛官三万四千九百六十三人、自衛官以外の職員四千九百八十八人、計三万九千九百四十三人となっております。

まず定員につきましては、三十八年度及び三十九年度就役艦の海上要員、航空機の増強に伴う航空要員並びに後方補給及び教育関係要員確保のため、自衛官千六百七十二人、自衛官以外の職員四百六十八人、計二千二百三十二人を増員しております。次に、艦船につきましては、新たに甲型警備艦二千トン型一隻、三トン型一隻、潜水艦千六百トン型一隻、駆潜艇一隻、掃海艇二隻、支援船六隻、総計十二隻八千七百三十一トンの建造を予定しております。これにより昭和三十九年度末保有艦艇は、四百八十一隻、十五万三千三百三十一トンとなる予定であります。また、昭和三十九年度に増加する航空機として練習機三機及び対潜ヘリコプター四機を購入することとしております。

航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして八百八十二億五千九百六十五万七千円、国庫債務負担行為におきまして二百八十五億八千六百七十七万七千円となっております。職員定数にお

きまして自衛官三万九千五百五十三人、自衛官以外の職員五千三百五十六人、計四万四千九百九十九人となっております。

その主要な内容について申し上げます。まず、定員につきましては、F104J飛行隊の新編等に要する自衛官四百九十六人を増員することとしております。

次に航空機につきましては、F104Jの生産を引き続き行なうとともに輸送機二機及び救難ヘリコプター二機の購入をはかりますので、昭和三十九年度末の航空機保有数は実用機七百二十一機、練習機四百三十二機、計千五百五十三機となります。

内閣、統合幕僚会議及び附属機関につきましては、歳出予算におきまして六十四億九千三百四十三万七千円、国庫債務負担行為におきまして八億八千四百九十三万七千円となっております。職員定数におきましては、自衛官三人、自衛官以外の職員七十人の増員を行ないます。自衛官以外の職員三千六十三人、計三千六百四十一人となります。

以上をもちまして防衛庁予算の概略の説明を終ります。

引き続きまして、昭和三十九年度防衛施設庁の歳出予算要求額についてその概要を御説明いたします。昭和三十九年度の防衛施設庁の歳出予算の要求総額は、百三十三億九千九十六万四千円、これを昭和三十八年度の予算額百十七億七千七百七十六万八千四百円に比べますと、十六億一千九百九十九万二千円の増額となっております。

(項)調達労務管理事務費八億三千四百八十一万四千円、(項)施設提供等諸費九十七億七千六百四十四万八千円であります。

なお、昭和三十八年度まででありました(項)国際連合軍等関係補償費につきましては昭和三十九年度から、(項)施設提供等諸費に統合して計上されております。

次に各(項)別について御説明いたしますと、(項)防衛施設庁、この項より支出するものは防衛施設庁の業務遂行に必要な人件費及び物件費でありまして、この要求額は二十七億七千九百九十九万八千八百八十四円と比較いたしますと、五千九百九十九万四千円の減額となっております。

増額したおもなものは、人件費の給与引上げに伴うもの一億二千九百九十九万三千円、その他百五十六万六千九百九十九円、計一億二千九百九十九万三千九百九十九円、計一億二千九百九十九万三千九百九十九円、減額したおもなものは庁舎新築費一億七千三百三十八万三千円でありまして、差し引き五千九百九十九万四千円の減額となっております。

(項)調達労務管理事務費、この項より支出するものは、駐留米軍及び歳出外資金諸機関の使用する労務者の労務管理を処理するため必要な経費であります。



すと、米軍関係の基地のほうが少しく歩度がおくれておりますので、ここでそちらのほうに特に力を入れるという考えで入れたのでございます。

次の基地周辺民生安定諸施策というのは、基地周辺の道路その他を手当てをしてまいりたいという費用でございます。

次のページで、装備の充実近代化という柱につきましては、そこに掲げましたように、陸上部隊の装備を充実いたしますがそこに掲げてあるわけでございます。

特に一枚めくっていただきまして、その次のページの弾薬でございます。これは昨年と比較をいたしまして、三十九億の歳出でありましたものを、今年五十一億お願いいたしてござい

ます。なかなか射撃するものの補充がやっとなかなかございまして、二次防衛期間の末期には一カ月ほどの備蓄をいたしたいということでございます。今年これだけお願いいたしまして、備蓄に回りますのはわずかでございまして、昨年よりもこれだけふやしてお願いをいたしてあるのでござい

ます。次は艦船の建造費、これは特に申し上げることはございません。二枚めくっていただきますと、航空機の購入費でございます。これを二つに分けて、新たに今度お願いいたします分が、陸のH13ヘリコプター以下Y5H輸送機、空の輸送機までござい

ます。それから次のページをごらんいただきますと、地对空誘導弾の経費でございます。第一、第二次ナイキ部隊、これは東京周辺にござい

ます。以下ほかの部隊にも使いたしまして、教育資材等を含めて今度お願いをいたして

おるのでございまして、第一、第二次ナイキ部隊、これは東京周辺にござい

ます。以下ほかの部隊にも使いたしまして、教育資材等を含めて今度お願いをいたして

おるのでございまして、第一、第二次ナイキ部隊、これは東京周辺にござい

ます。以下ほかの部隊にも使いたしまして、教育資材等を含めて今度お願いをいたして

つきまして、時間の関係で大きく大ききばにはしめて申し上げた次第でございます。

○政府委員(沼尻元二君) 防衛施設庁予算の補足説明を申し上げたいと思

います。一七ページに定員要求がござい

ますが、七十人減ということになって

おります。重点事項としては、三十九年度予算要求にあたっては、基地の安定的使用

を要する面が多いので、これをさらに増額したいという

安定諸施策でございますが、騒音のほかに、基地周辺対策として、この特損法に基づく防災工事並びにこの周辺の補償事業等に重点を置

きまして、総額において一億八千七百万円の増額を要求して

おるのでございまして、基地所在地方の公共団体に対する事務委託費の増額

を要する面が多いので、これをさらに増額したいという

こととございまして、基地周辺の民生安定諸施策の

実施に際しては、基地周辺の民生安定諸施策の

○委員長(三木與吉郎君) 以上で説明は終わりましたが、御発言はござい

ます。一応補足説明を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上で説明は終わりましたが、御発言はござい

ます。一応補足説明を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上で説明は終わりましたが、御発言はござい

ます。一応補足説明を終わります。

る請願(第一七三号)(第一九〇号)  
一、山形県東根市元米軍駐とん地大森山射撃場に関する補償の請願(第二三〇号)

第六号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山形県鶴岡市十三軒町

紹介議員 白井 勇君

恩給、年金等受給者の処遇は現職公務員のそれと比較してはなほ不公平であるから、これを改善するため、左記事項を実現されたいとの請願。  
一、現在の恩給、年金等を、公務員の給与ベースに即応して、ただちに増額改正すること。  
二、共済組合年金は、恩給とひとしく退職後の処遇であるから、新法共済年金もこれを同時に改定すること。  
三、将来、恩給、年金等が合理的に改善されるよう、すみやかに法制化すること。

一の理由  
公務員給与等が近年急速に上昇しているのに退職公務員の処遇改善はこれに伴わず、恩給、共済年金等はその退職の年次によって著しい較差を生じている。一生を国家公共に奉仕したものの処遇が、近來退職当時のままにすえ置かれようとしているのは、恩給制度の趣旨からも深憂にたえないから、すみやかに実情に即した調整を図らねばならない。(退職年次による較差表あり)前国会の衆参両院内閣委員会において、「……恩給及び各種年金受給者は常に

不利不安定な立場におかれ、現職公務員の給与ベースに対する恩給等のスライド制確立の問題として重大な懸案となつてゐる。……政府はこれらの問題についてすみやかに検討の上善処するよう要望する」との附帯決議も行なわれてゐる。

二の理由  
共済組合年金は恩給と制度の形式は異なつてゐるが、ひとしく退職後における適当な生活維持の保障制度であることには変わりなく、従つてその増額改正に必要な措置は恩給と同様に使用主たる国又は公共団体の責任において行ない、「健全なる保険数理」は使用主たる責任者によつて保障されるべきものと考へられる。共済年金は一般の社会保険の単なる一環として扱わず、一面には公務員の特質に立脚した保障制度としてこれを見直し、新法適用者に対してもすみやかに適正な改善措置を講ずるよう要望する。第四十三回国会の衆議院大蔵委員会、参議院内閣委員会において、「本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われてゐる実情にあるので、今後検討上すみやかに正の措置を講ずべきである。」

「今日経済・物価情勢及び国民所得水準の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じてゐるに堪がみ、年金額の実質価値を保全しうよう適切な合理的な方策を講ずべきである。」との附帯決議も行なわれてゐる。

三の理由  
将来にわたつて、恩給、年金等受給者とその遺族の生活の安定のために、衆

参両院の附帯決議(衆六月十一日内閣委員会、参第三十八回国会内閣委員会)に基づいて、実質的にも制度的にもすみやかに適切な法的措置がとられるよう懇願する。

第一五号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 栃木県大田原市大田原

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一六号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 富山市千歳町二二ノ一

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 新潟市学校町二番丁

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 佐賀市赤松町二〇三

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道室蘭市大町一

紹介議員 吉田忠三郎君

恩給、年金に關しては、なお今後調整を要する問題が多いが、中でも左記事項をすみやかに実現せられたいとの請願。  
一、現在の恩給、年金等を公務員の給与水準に即応して、ただちに増額改正すること。  
二、新法関係共済年金受給者に対しては、恩給や旧法関係共済年金と同時に、改定すること。  
三、将来、恩給、年金等の実質価値が、諸般の社会情勢に即応して、常に保全され、かつ合理的に改善されるよう、すみやかに法制化すること。  
四、老齢福祉年金併給の適正化を図ること。

第六〇号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 滋賀県彦根市中組東町

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 大分県津市栄町

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区祇園町

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七四号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区祇園町

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七七号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区祇園町

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七八号 昭和三十八年十二月二十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区祇園町

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八四号 昭和三十八年十二月二十

四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山形市東原町六〇

長井小四郎外千三百六

名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八五号 昭和三十八年十二月二十

四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 大分市高松一九〇

宮崎復七外三千七百四

十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八六号 昭和三十八年十二月二十

四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 新潟市関屋松波町二ノ

一二四 玄間忠三外一

万一千百六十二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八七号 昭和三十八年十二月二十

四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道帯広市緑ヶ丘二

条通二丁目 松浦沢一

外七百六十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一八一号 昭和三十八年十二月二

十七日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 熊本市出水町今七三

四 横田正人外八千二

百四十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九九号 昭和三十九年一月十日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 名古屋市北区下飯田町

二ノ四一 豊島彦一外

九十四名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二〇〇号 昭和三十九年一月十日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県飯山市大字静間

一、七六六 松沢貞治

外六千四百九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二〇七号 昭和三十九年一月十三

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 宮崎市大字島之内七、

六八四 野田政夫外二

千二百七十九名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二九号 昭和三十九年一月十六

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道苫小牧市王子町

一三三 北海道国有鉄道退

職者協会苫小牧支部

内 森真一外六百九十

九名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第七号 昭和三十八年十二月二十日

受理

軍人恩給に関する請願(百三十四通)

請願者 山形県東根市大字東根

甲八、四七五 原田幸

吉外四千十三名

紹介議員 白 井 勇君

旧軍人、軍属の恩給を、昭和三十九年

度予算において左記事項のとおり善処

されたいとの請願。

一、県等に対する委託費の大幅増額及

び審査事務の簡素化と、人員、機構

の増強等により、おそくとも明後年

度中に、加算関係者の受給権裁定を

完了すること。

二、一定期間、沖繩、満州、樺太、朝

鮮北部等に従軍させられた者に対

し、職務あるいはじよう乱地勤務加

算を認定すること。

三、戦後外国に抑留されていた者に対

し、その全抑留期間につき、少なく

も不健康地勤務加算(一月につき

一月)を準用認定すること。

四、仮定俸給年額を現職公務員の給与

ベースと見合うよう改定するとと

もに、六十歳未満の者に対する差別

措置を撤廃し、また旧文官と差別さ

れて仮定俸給号俸を合理的に改定す

ること。

五、实在職連続七年以上とされている

一時恩給年限を、旧法の規定に基づ

き旧文官に対すると同様職在職三年以

上と是正すること。

六、恩給問題の早期解決のため、人事

院に準ずる常設の政府機関を設置す

ること。

第四十三回国会における衆参両内閣委

員会の審議経過を見れば、旧軍人、軍

属に対する恩給処遇について、現在な

お多くの問題が残されていることが明

らかである。加算関係者は例外なく、

履歴申立の認定及び権利の確認を日夜

不安と焦燥のうちに待ち望んでいる。

第八号 昭和三十八年十二月二十日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡山東町大

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じであ

る。

第九号 昭和三十八年十二月二十日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 札幌市南二十六条西八

丁目一、一〇九 菊地

鶴治外千六百八十六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第七号と同じであ

る。

第一〇号 昭和三十八年十二月二十

日受理

軍人恩給に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町

道源寺七一九 坂井義

八外三千六百二十八名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第七号と同じであ

る。

第一二号 昭和三十八年十二月二十

日受理

軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 埼玉県比企郡都幾川村

西平 吉田源作外九百

八十五名  
紹介議員 上原 正吉君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三三号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 長崎県北松浦郡吉井町  
立石免二八七ノ二 深

江進外二千六名  
紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四四号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(十七通)

請願者 栃木市大塚町三、五〇  
六 柏崎一億外一万一

千二百二十二名  
紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四四号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 茨城県水戸市新原町  
三、〇七六 佐藤文蔵

外千七百四十六名  
紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二六六号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺二六六 安田 富太郎外千六百六十三名  
紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二七七号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 山形県鶴岡市大字湯田川内六四湯田川公民館

内心友会湯田川支部内 後藤与惣兵衛外八十二名  
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五五五号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県長浜市高田西町大谷勝外四百一十名  
紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五六六号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(八通)

請願者 佐賀市中央通旭小路五ノ一 石井佐吉外一万二百六十名  
紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二二号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

三日受理  
軍人恩給に関する請願  
請願者 大分市金池町三、〇九一ノ五五分軍連連盟内 草本利恒外九千九百六十一名  
紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七五五号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 福岡県山門郡三橋町垂見三三〇 高橋弘道外一万八百四名  
紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七六六号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県彦根市東栄町五〇 湯本信雄外千二百二十三名  
紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七七七号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 大分市中央町二ノ五ノ五 草本玉喜外九千二百八十八名  
紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七八八号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

四日受理  
軍人恩給に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市清水町一三ノ四〇 鴨沢恒二郎外一万三千六百六十二名  
紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第七九九号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 神奈川県高座郡座間町二、一九二 沢田隆幸外八百六十名  
紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八〇〇号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 和歌山市西浜二六〇 関本織之助外四千二百七十六名  
紹介議員 野村吉三郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八一一号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 茨城県結城市大字芳賀崎四四二 湯本四郎外四千五百二十七名  
紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八二二号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

四日受理  
軍人恩給に関する請願(十通)

請願者 新潟県西蒲原郡巻町一区 金子善太郎外一万一千二百九十三名  
紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三三号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(二二通)

請願者 岡山県御津郡一宮町松尾四〇九ノ一宮地区支部内 岸綱三郎外一万八千二百五十八名  
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一五五号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願(十一通)

請願者 各古屋市南区戸部町三ノ八 野崎曠市外一万一千五百五十三名  
紹介議員 大谷 實雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一九九号 昭和三十八年十二月二十日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡永源寺町大字山上一、一四九 原田竹太郎外二百九十九名  
紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

る。

第二一〇号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区市ヶ谷仲之町五七仲之町住宅二

二九 山田鉄二郎外千二百九名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一一号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 茨城県稲敷郡東村大字釜井八四七軍恩東村支

部内 宮本渉外六千二百七十五名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一二号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(十一通)

請願者 岐阜県美濃市大字立花八三三岐阜軍恩連武

儀美濃支部内 市原勝之助外一万八千二百五十一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一三号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(十一通)

請願者 静岡県富士市藤原七一

五 増田幸雄外三千四百九十名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一四号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(二十通)

請願者 山形市七日町五ノ六ノ

七 菊地味吉外四百九十三名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一五号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(二十一通)

請願者 愛知県愛知郡東郷村和

合南蚊谷二二六 磯村悦外千四百十三名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一六号 昭和三十八年十二月二十五日受理

軍人恩給に関する請願(二十九通)

請願者 栃木県那須郡黒磯町大

字豊浦一〇軍恩黒磯支部内 田辺孝太郎外

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五二号 昭和三十八年十二月二十六日受理

軍人恩給に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町

春田 加藤文次郎外五千三百四十三名

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願

請願者 兵庫県小野市中町三八

九ノ一兵庫軍恩連盟小野支部内 井上弥寿

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七五号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷

三ノ五四〇 大木堅造外二千二百三十四名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七六号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 熊本市大江町渡鹿六三

五 松村重夫外一万二千九百九十九名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七七号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願(八通)

請願者 山形市大字中野一八

七 布施俊夫外二百六十七名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七八号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願(九通)

請願者 埼玉県秩父市大字黒谷

九五 内田一郎外二千五百六十三名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七九号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願(十九通)

請願者 徳島市南佐古町八ノ五

四ノ三 福永和夫外三千五百十五名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八〇号 昭和三十八年十二月十七日受理

軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 茨城県常陸太田市亀作町 柴田忠弘外二千六

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八二号 昭和三十九年一月六日受理

軍人恩給に関する請願(十七通)

請願者 京都府宇治市小倉町

池本初太郎外四千三百九十名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八五号 昭和三十九年一月八日受理

軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 茨城県新治郡桜村大字

中根五二六 大津忠雄外千八百八十九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八六号 昭和三十九年一月八日受理

軍人恩給に関する請願(十三通)

請願者 埼玉県与野市大字大戸

五七四 阿久津国作外五千三百二十五名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九七号 昭和三十九年一月十日受理

軍人恩給に関する請願(二通)



請願者 茨城県新治郡出島村

員塚七五三外千七百七十五名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九八号 昭和三十九年一月十日

受理

軍人恩給に関する請願(二二通)

請願者 愛知県西尾市徳永町西側五五 松原四郎外二万三千六十四名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇一号 昭和三十九年一月十日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県北安曇郡松川村一、七六七長野軍恩連盟北安支内 宮沢 沖衛外三千三百四十一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇三号 昭和三十九年一月十一日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県小諸市丁一五三 長野軍恩連盟小諸支部内 白田正雄外九百三十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇三号と同じ

である。

第二〇五号 昭和三十九年一月十三日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県小諸郡丸子町生田一、八七七 滝沢清造外百五十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇八号 昭和三十九年一月十三日

受理

軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江一、五三四ノ一 坂本敏夫外千五百九十二名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一一号 昭和三十九年一月十三日

受理

軍人恩給に関する請願(十七通)

請願者 愛知県稲沢市堀之内町一、四五八 服部広一外一万二千九百二十五名

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一四号 昭和三十九年一月十四日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代

二、二〇二長野軍恩連盟埴科更埴支部内

渡辺三郎外二百六十三名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二一五号 昭和三十九年一月十四日

受理

軍人恩給に関する請願(四通)

請願者 茨城県那珂郡那珂町大字戸崎一七九ノ一 古田土正雄外千六百四十八名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二八号 昭和三十九年一月十六日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県大町市大町四、〇七一長野軍恩連盟大町支部内 宮田正外千五百九十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二三七号 昭和三十九年一月十六日

受理

軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 茨城県那珂郡那珂町大字下江戸 秋山誠一外二千六百十六名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

である。

第二三八号 昭和三十九年一月十六日

受理

軍人恩給に関する請願(八通)

請願者 奈良県桜井市大字上之宮 萩田重由外三千五百六十四名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四〇号 昭和三十九年一月十七日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県上伊那郡飯島町 長野軍恩連盟飯島町支部内 小池卓美外百八十一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二四二号 昭和三十九年一月十八日

受理

軍人恩給に関する請願

請願者 長野県埴科郡松代町東条二、四八〇長野軍恩連盟松代支部内 桜井文夫外二百七十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五二二号 昭和三十八年十二月二十一日

受理

公務員労働者の賃金引上げ等に関する請願

請願者 愛知県小牧市南外山隅田一二三 上原幸雄外四十四名

紹介議員 成瀬 幡治君

公務員労働者の生活を向上させ、平和を守るため、左記事項の実現を期せられたいとの請願。

一、公務員労働者の賃金を大幅に引き上げること。  
イ、賃金を一律五千円引き上げること。  
ロ、職階、職務給をやめ、給与体系の差別をやめ、完全とおし号俸とする。

ハ、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円にすること。  
ニ、住宅手当制度を設け、五千円を支給すること。  
ホ、扶養手当の区分を廃止し、一人当り千五百円に引き上げること。  
ヘ、通勤手当の実費払いとし、全額免税とすること。  
ト、暫定手当をすべて四給地まで引き上げ、金額基本給にくり入れること。

チ、退職手当を大幅に増額すること。  
リ、以上の要求を昭和三十八年四月一日から実施すること。  
二、ILO八十七号条約を即時無条件批准し、国家公務員法の一部改正案を撤回し、公務員に労働基本権をかえし、現に政府当局がとっている労働組合の活動、慣行に対する分裂策、弾圧、支配介入、否認など民主的権利に対するものも干渉政策、反動的労務管理をやめさせること。

三、共済掛金を引き下げ、社会保障を

拡充すること。

四、F一〇五D水爆機や米原子力潜水艦の日本寄港及び日韓会談を即時中止し、軍国主義復活をやめること。国家公務員非現業共済掛金は、基本賃金の千分の四十四もとられているが、またまた引き上げられようとしている。政府が全額を負担、保障すべきであるにもかかわらず、低賃金に苦しむ労働者から多額の掛金を奪いとり、財政融資などへつきこみ、ほんの一部しか還元していない現状はなんとしても改善すべきである。また、住宅不足、退職後の生活の不安などを解消する等、一般的な社会保障の拡充を図るべきである。

第五三三号 昭和三十八年十二月二十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する諸願

請願者 大阪市南区長堀橋二ノ三五(和同ビル)丸和鋳

油株式会社社内満鉄関係  
恩給法改正期成同盟近  
畿支部内 中村末夫

紹介議員 山本伊三郎君

元南滿州鉄道株式会社職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三国会において、関係法律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来しているから、早期にこれが改正を実現されたことの請願。

一、満一ヶ月の通算に当たり在職年を恩給共済最短期間で打ち切る規

定を改め、实在職年数は丸々通算すること。

二、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職年に通算すること。

三、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。

四、三公社職員の昭和三十一年六月三十日以前の退職者にも通算措置を講ずること。

満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに当たり、日一満一ヶ月をそのまま通算し、満一ヶ月を在職年として恩給共済最短期間をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにわかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行共済組合法の施行日以前の退職者には適用され、三公社職員等共済組合法の施行日以前には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおり附帯決議が付けられている。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
「……外国政府及び外国特殊法人職員の恩給最短期間を超える在職年並びに抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されている。……」

政府はこれらの問題について速かに検討の上善処するよう要望する。右決議する。」

第二一六号 昭和三十九年一月十四日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する諸願

(二通) 請願者 宮城県仙台市荒巻字川竹一〇 梅森清太郎外一名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第六四四号 昭和三十八年十二月二十三日受理

公務員給与引上げ等に関する諸願

請願者 群馬県前橋市関根町五三四 木村一子外十五名

紹介議員 伊藤 颯道君

公務員が公務に精励できるよう、左記要求について善処せられたいとの請願。  
一、政府原案の六・七パーセントの賃上げでは、物価上昇にも追いつかず、民間との較差は拡大するばかりである。五千円の賃上げを実施するよう措置された。  
二、給与改訂の実施時期は、官民比較、生計費の調査時点である三十八年四月にそ及して実施するよう措置された。  
三、政府原案の高校卒初任給一万二千四百円は、民間よりはるかに低く、かつ生活費にも見合わない賃金であるので、大幅に改善するよう措置されたい。

二千元を確立されたい。  
四、年末手当一・三箇月分では生計費の赤字を補てんできないので、二・五箇月以上にするよう措置された。  
五、住宅手当の新設と扶養手当の増額のため適当な措置を講ぜられたい。  
六、寒冷地給は百分の百とし、級地の不均衡を是正するよう措置された。  
七、隔遠地手当指定基準を改正し、支給率を引上げるための措置を講ぜられたい。  
八、公務員の共済年金について、掛金率を引き下げ、運営を民主化するよう措置を講ぜられたい。

諸物価の上昇にともない、公務員の生活はますます苦しくなっている。公務員が公務に精励するためには、まずその生活が保障されなければならない。

第六五五号 昭和三十八年十二月二十三日受理

公務員給与引上げ等に関する諸願

請願者 千葉市弁天町九一ノ一七種 実外百六十七名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第六四四号と同じである。  
第一一四号 昭和三十八年十二月二十四日受理  
公務員労働者の賃金の大幅引上げ等に関する諸願  
請願者 大分市中島五条一丁目 上野重信外二十四名

紹介議員 稲葉 誠一君  
公務員労働者の賃金引上げと共済組合長期掛金の引上げについて左記事項の実現を図られたいとの請願。  
一、公務員労働者の賃金を大幅に引き上げることについて。  
二、賃金を一率五千円引き上げること。  
三、職階、職務給をやめ、給付体系の差別をやめ、完全通し号俸とすること。  
四、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円にすること。  
五、扶養手当の区分を廃止し、一人千五百円に引き上げること。  
六、住宅手当制度を設け五千円を支給すること。  
七、通勤手当を実費払とし全額免税とすること。  
八、暫定手当をすべて四級地に引き上げ、全額基本給に繰り入れること。  
九、退職手当を大幅に増額すること。

二、共済組合長期掛金の引上げについては、次の原則が明らかに確立されなければ反対する。  
イ) 国庫負担を十パーセントから二〇パーセントに引き上げる。使用者負担を引き上げ、組合員負担を引き下げる。  
ロ) 整理資源は連合会立替えをやめ全額繰り入れ、残額についても全額繰り入れる。  
ハ) 賃金引上げと年金改訂による追加費用はすべて政府の負担とする。

第一二七号 昭和三十八年十二月二

十五日受理  
元満州電信電話株式会社役員恩給  
等に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里  
町大網九九五 鳥居親

紹介議員 柳岡 秋夫君

元満州電信電話株式会社職員在職期  
間を國家公務員、三公社職員及び地方  
公務員の在職期間と通算して恩給又は  
其済組合年金の基礎期間とする件に関  
しては、昨年六月関係法律の改正が行  
なわれ、外國政府官吏と同様の取扱い  
を受けるとなつたが、なお次のよう  
な不公平不均衡な点が残されている  
から、早急にこれが解決を圖られたい  
との請願。

一、日本國官吏・満州電々社員の場合  
(以下日一満と略す) 満州電々に入  
社前、普通恩給最短期間を達してい  
た者も、満州電々在職期間を通過し  
て恩給の改定措置を講ずること。

二、満州電々社員・日本公務員の場合  
(以下日一満と略す)の通算に当り、在  
職年数を恩給又は其済組合年金の最  
短期間で打ち切る規定を改め、満州  
電々在職期間を丸々予算すること。

三、終戦後ソ連又は中共に抑留され  
た者に限るといふ期制を撤廃するこ  
と。

四、終戦時(二〇、八、八)まで在職し  
た者に限るといふ期制を撤廃するこ  
と。

五、(日一満)ケースの通算に当り、「外  
國特殊法人の職員となるため、公務  
員を退職し」なる条件は、これを撤  
廃するか、又は運用に当り、緩和方  
法を講ずること。

六、役員も社員と同様の処置を取ら  
んと。

七、ソ連からの帰国者に特例を認める  
こと。

八、各種新其済組合法施行日以前の退職  
者にも今回の通算措置の恩恵が及ぶ  
ようにすること。

九、(日一満)ケースの仮定俸給の昇給  
率は是正等、満州國職員の場合と全  
く同一の問題があるから、これらの  
是正についても善処すること。

現行の規定では、入社前に多少なりと  
も普通恩給受給権を得ていた者は、す  
べて通算措置から除かれているが、そ  
の結果、恩給年限に達していなかつた  
者との間に著しい不均衡が生じてい  
る。また、既に(日一満一日)と(日一  
満)の場合においては満州電々在職期間  
が丸々通算されているが、仮に、(日一  
満)の場合と(満一日)の場合を比較  
してみると、前者は前に公務員とのつ  
ながりがあるのに対し、後者は後にそ  
れがあるというだけの相違があるだけ  
で、本質的にはなら異なるものでは  
なく、(日一満)において、丸々通算を認め  
られたと同様に、(満一日)においても  
丸々通算することが公平な処置である  
と思う。

第一七二号 昭和三十八年十二月二  
十七日受理

請願者 栃木県宇都宮市旭町  
三、四三三 山口嘉良

紹介議員 下村 定君

第四十六回通常国会において、金し  
率の金額で支払われるような法律を成  
立施行せられたいとの請願。

国防のための最高殊勲者として日本國

政府が与えた金し勲章年金及び同賜金  
の支払いを、終戦後十八年にわたる今  
日まで放置していることは、まさに人  
造りの逆コースであり、國の信義と信  
賞必罰の精神に反し、ひいては、國民  
道義の高揚と祖國興隆の道をばむ結  
果ともなる。

第一七三号 昭和三十八年十二月二  
十七日受理

請願者 神奈川県須賀市船越  
町三ノ二〇

紹介議員 村山 道雄君

連合國占領軍等の行為等による被害者  
等に対する給付金の増額に関する法律  
に基づく給付金の増額措置をすみやか  
に講ずることを強く要望するとの請  
願。

昭和三十六年に制定された連合國占領  
軍等の行為等による被害者等に対する  
給付金の支給に関する法律により遺族  
が受けた實際の取扱給付金は、平均十  
万円程度で、一家の主柱をなくした遺  
族の困窮した生活の救済手段としても  
焼石に水の実情である。

また、生涯を不具者として生きなければ  
ならぬ障害者の受けた給付金が、平  
均六万円にすぎない。これでは働きた  
くとも働くことのできない障害者に  
とつては、今後どうして生きていつた  
らよいかと苦しみ、一日たりとも落ち  
つくこともできない。

さらに、長く療養を続け、かつ障害に苦  
しみながらついに法律の日の目を見ず  
して死亡した被害者は、一円の給付も  
受けず葬むらわれている事実もあり、そ

の家族のなげきはこの上もない。  
このような苦境にある被害者及び遺族  
に対し、政府は、本法成立に当り、参  
議院において決議された「本法による  
支給額の程度をもつてしても必ずしも  
十分なものと認め難い。よつて政府は  
各種給付金の額について更に検討する  
と共に本法の運用に当つては被害者等  
の立場を十分に尊重し事務処理上遺漏  
なきを期せられたい」との附帯決議の  
主旨からしても、当然増額の措置を講  
ずべきである。

第一九〇号 昭和三十九年一月九日  
受理

請願者 神奈川県平塚市大神  
一、九六六 露木邦松

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一七三号と同じ  
である。

山形県東根市元米軍駐とんど地大森山射  
撃場に関する補償の請願

請願者 山形県東根市大字野川  
一、五八七 安達大和

紹介議員 青木 一男君

山形県東根市神町元米軍駐とんど地大森  
山射撃場建設によつて土地を占領され  
た者に対し損害補償をせられることも  
に左記の実現を圖られたいとの請願。

一、公道に射撃場を構築されたため、  
農家の作業通行、通勤、通学、一般  
の通行等に与えた損害、とくに農作

業で葉たばこの収穫時期遅れ等の結  
果を招いた損害に対する補償。  
二、流弾危険区域住民に与えた精神的  
損害に対する補償。

右記については昭和三十八年三、四月  
に請願したが、同年十二月二十四日山  
形調達事務所から係官が現地調査に出  
張され、その結果、前記請願事項のう  
ち、土地被占領者に対する損害補償は  
國の賠償法により補償可能であるが、  
一及び二については不可能である旨申  
された。以上はいずれも米軍の占領結  
果による総合的損害であり、不可分の  
関係にある損害補償の要請であるから、  
再度詳細に実情を調査され、すみ  
やかに関係住民の念願が実現されるよ  
う善処せられたいとの請願。(資料添  
付)

二月三日予備審査のため、本委員会に  
左の案件を付託された。

一、郵政省設置法の一部を改正する  
法律案

一、大蔵省設置法の一部を改正する  
法律案

郵政省設置法の一部を改正する法  
律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第  
二百四十四号)の一部を次のように改  
正する。

第二十五条第一項中「三千三百三人」  
を「三千三百二十五人」に改める。

附則  
この法律は、昭和三十九年四月一  
日から施行する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「七局」を「八局」

「理財局」「理財局」「理財局」「理財局」を「国有財産局」に改め、  
「銀行局」「銀行局」「銀行局」を「国際金融局」

同條第二項を削り、同條第三項中「管財局」を「国有財産局」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第六條第七項中「二人」を「三人」に改める。

第十條第一項中第十六号から第二十四号までを削り、第二十五号から第十六号とし、第二十六号から第二十八号までを九号ずつ繰り上げ、同條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

（証券局の事務）

第十條の二 証券局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。
- 二 証券取引所の設立を免許し、これを監督すること。
- 三 証券業者、証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。
- 四 証券金融会社を免許し、これを監督すること。
- 五 証券投資信託の委託会社を免許し、これを監督すること。
- 六 有価証券の発行に関する届出

書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

七 企業会計の基準の設定に関すること。

八 企業資本その他企業の財務に関すること。

九 公認会計士、会計士補及び計理士の登録及び監督を行なうこと。

十 社債等の登録に関すること。

十一 商品券の取締りを行なうこと。

第十一條の見出し及び同條第一項中「管財局」を「国有財産局」に改める。

第十三條（見出しを含む）中「為替局」を「国際金融局」に改め、同條第一号中「制度」の下に「他国との国際金融及び外国為替に関する協定を含む。」を加え、同條第四号を次のように改める。

四 外国為替相場を決定し、及びこれを維持すること。

第十三條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 対外取引を行なう通貨その他の対外決済条件を定めること。

第十三條第八号を次のように改める。

八 外国為替業務で銀行の営むもの及び同替業務を認可し、これらの業務を営む者を監督すること。

第十三條第十二号中「海外投資」を「海外投融資」に改め、同條に次の一号を加える。

十四 第五号、第十号及び第十二号に掲げる事務に関し、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用を

受ける引取を業とする者を検査すること。

第十六條の五第二項中「横須賀市」を「松戸市」に改める。

第二十三條中「第四号」を削り、同條第二号中「昭和二十四年法律第二百二十八号」を削る。

第四十條（見出しを含む）中「税務講習所」を「税務大学校」に改め、同條第三項及び第四項中「支所」を「地方研修所」に改める。

第四十四條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、調査 査察部に代え、東京国税局においては、調査第一部、調査第二部及び査察部を置き、大阪国税局においては、調査部及び査察部を置くものとする。

第四十九條第一項の表中「一六、〇三七人」を「一六、二五九人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に改める。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九條第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年九月三十日までの間は、一万六千二百六十一人とする。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）  
3 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。  
附則第五條中「一六、〇三七人」

を「一六、二五九人」に、「一六、〇一一人」を「一六、二三三人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に、「六六、九六二人」を「六七、一八四人」に改める。

附則に次の一條を加える。  
第五十二條 大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「一万六千二百六十一人」を「一万六千二百三十五人」に改める。

を「一六、二五九人」に、「一六、〇一一人」を「一六、二三三人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に、「六六、九六二人」を「六七、一八四人」に改める。